

○議長（金堂清之君） 11番、榊朋之議員。

なお、榊議員は時間制にて質問いたします。

○11番（榊 朋之君）〔登壇〕 11番、近未来21の榊朋之です。

本日は通告に従いまして、公園遊具施設の設置基準並びに通学路の安全性について市長に、また学習支援についてを市長並びに教育長に、時間制でお伺いさせていただきます。

初めに、公園遊具施設の設置基準についてお伺いいたします。

公園遊具につきましては、1990年代冒頭より、大変有名な箱型ブランコによる幼児の死亡事件を筆頭に、日本各地の都市公園に設置しております多様な遊具において、子どもの生命にかかわる重篤な事故が相次ぎました。

実はそれまで、都市公園法において緑地等の設置基準等の指針は明示してありましたが、公園内の遊具に関する明確な指針は示されておらず、これらのさまざまな事故を受けて、2003年3月によりやく国土交通省より「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」が示され、昨年、平成26年6月に同省より出されたこの改訂第2版の冒頭において、「この指針は、都市公園において子どもにとって安全で楽しい遊び場を確保するため、子どもが遊びを通して心身の発育、発達や自主性、創造性、社会性などを身につけていく遊びの価値を尊重しつつ、子どもの遊戯施設の利用における安全確保に関して、公園管理者が配慮すべき事項を示すものである」と明記され、明確に国としての方針が示されております。この中で、「遊具は多様な遊びの機会を提供し、子どもの遊びを促進させる。このように遊具は子どもにとって魅力的であるばかりか、その成長に役立つものである」と定義し、子どもの健全教育における遊具の重要性をうたっております。

御周知のとおり、平成25年度より都市整備部において大変大きな御予算を計上いただき、既存の市内公園遊具施設の更新が行われております。子どもたちの健全育成のため、また危険性除去の観点からも、先ほど御紹介した国交省の指針や、これに合わせる形で一般社団法人日本公園施設業協会が示した遊具の安全に関する基準等の設定前に公園に設置され、老朽化した施設から、新しい遊具へ随時変更していただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。

ここでお尋ねいたします。更新はもちろん新設の際にも、さきに示しました指針や基準に合致した遊具が選ばれるのは当然でありましょうが、最終的な遊具選定に関しては、公園管理者、すなわち春日市においては市にそれが全てが任されているようであります。しかしながら、先ほども御紹介した国交省の指針にも、公園遊具の子どもたちへの健全育成への重大な関連性は指摘しつつも、この文言の後に続けて、「子どもはさまざまな遊び方を思いつくものであり、遊具を本来の目的とは異なる遊びに用いることもある」として、公園における遊具設置のあり方や選定の難しさについて、相当のページを割いてこれに言及いたしております。市の担当者の立場でも苦渋の選択であろうと、その心痛はお察しいたしますが、これらの選定、決定の際に特に御留意されている点等ございましたら、お教えください。お願いいたします。

続きまして、通学路の安全性についてお伺いいたします。

先日、地元、桜ヶ丘の春日北小学校に通う児童のお母様より、桜ヶ丘北小に通う子どもたちが通る県道31号線にガードレールがなくて危ないという御指摘を受けました。現在、桜ヶ丘地区の子どもたちは、桜ヶ丘方面から県道31号線を下り、唐梨バス停前信号を横切り、再び小倉第2雨水幹線までを南下する形をとっております。交通量も極めて多く、また最近では沿道沿いに多くの商業施設が建ち並び、縁石も非常に低い構造となっているために、どこから車が歩道を横切って店舗内に進入するのかわからない、危険な状態でもあります。

県道でありますゆえに、この安全管理について市議会の場所で申し上げるのも若干おかしな気がいたしますが、何よりも春日市内の子どもたちの安全確保の問題であります。この点、市としましても県に要望等を出していただきたいと考えますが、いかがでございますでしょうか、お答えください。

また、あわせて、私もほぼ毎日利用する道路であります、そう言われて改めて確認いたしますと、確かに現在、県道31号線には、外環状道路との交差点から陸上自衛隊の官舎がある岡本付近まで、ガードレールの設置がありません。現在、ガードレールについては極力設置しない方向を県や市もとっておられるのでしょうか、お教えくださいませ。お願いいたします。

最後に、学習支援についてお伺いいたします。

昨今、学力格差や学力の二極化が大変大きな社会問題となっております。しかし、実は2000年代冒頭、すなわち今より10年以上前に大阪大学が行った小中学生の学力調査における、横軸に学力テストの点数、縦軸に人数割合を示す表を見ても、得点の上位層と下位層とにまとまって分布が見られる、いわゆるフタコブラクダの現象が見られ、学力の格差問題が既に指摘されておりました。その意味では、この問題は10年以上、水面下で進行しており、国なりが何らその手だてを講じてこなかった問題であるとも言えます。

私が今さら言うまでもなく、義務教育時の基礎もしくは基本的な学力不足は、その後の中等教育への移行の際に重大な影響を及ぼすだけでなく、さらにその後、親から子へ受け継がれる教育の負の連鎖をも引き起こしかねない、深刻な問題であります。何より現状において、子どもたちがみずから受けている授業において、その基礎の上に積み重ねられていく発展的な授業内容についていけず、そのことが「つまらない」につながり、最終的には授業だけでなく学校時代がおもしろくないものとなり、ひいては生活のほとんどに興味がなくなるという悪循環を招きかねません。現状、そういった状況にある子どもたちに、学校教育という枠を超えてでも、社会として、もちろん行政としても、何らかの手だてを講じるべきではないでしょうか。

先日、当議会に先駆けての新聞報道において、市長が今後、言い方には若干語弊がございますけれども、いわゆる低学力の子どもたちへの学習支援に意欲を示されている旨の報道がなされておりました。私個人といたしましては、この市長の意欲に全面的に賛同いたします。しかしながら、この実現のためには超えるべき幾つもの課題もあろうかと存じます

し、また方法論もさまざまであろうかと思われま。報道では、6月をめどに骨格をまとめられるお考えであるように伺いをしております。現状においてははまだ青写真で、具体的な骨格は固まっていない状況ではありますでしょうが、これを行うのであれば、どのような手法をとられるおつもりでありますのか、現時点でお話しできる範囲で結構でございますので、お聞かせくださいませ。

以上を最初の質問とさせていただきます。御回答よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（金堂清之君） 井上市長。

○市長（井上澄和君）〔登壇〕 榊議員から、公園等遊具施設の設置基準についての御質問でございます。

公園等遊具施設の選定、決定の際に留意している点についてのお尋ねにお答えいたします。

議員御案内のとおり、公園等に遊具を設置する際には、国土交通省が平成26年6月に示した改訂版指針に基づき設置することとしております。この指針には、リスクとハザードという考え方が示されています。リスクとは子どもでも判断可能な危険性、ハザードとは子どもには判断不可能な危険性と定義されています。そこで遊具の安全確保に当たっては、リスクを適切に管理するとともに、ハザードの除去に努めることが基本とされております。

現在、本市におきましては、春日市公園施設長寿命化計画を策定し、日常的な点検の中で遊具の健全度を把握しながら管理を行っているところです。また、取りかえの必要性が生じた場合には更新を行うことで、利用者の安全を確保し、公園遊具におけるハザードを除去することに努めております。議員お尋ねの設置する遊具の選定や決定に当たりましては、こうした国の指針に加え、これまでの遊び方、安全への配慮、地元自治会の考えなどについて留意しているところです。

次に、通学路の安全性についての御質問でございます。

まず、県道31号線の通学路の安全確保についてのお尋ねにお答えいたします。

本市におきましては、毎年通学路の安全点検を行っており、通学路の安全性の向上に努めているところであります。県道31号線の唐梨バス停信号西側におきましては、現在、徳洲会病院が敷地内の整備工事を行っておりますが、完成後には敷地内の歩行者通路を通学路として開放していただけるようになっておりますので、通学路の安全性が向上するものと考えております。榊議員の通学路に対する思いも踏まえまして、今後とも県道についての安全性の意見等が出された場合には、関係者と調整の上、県に働きかけてまいる所存です。

次に、県や市においてガードレールは極力設置しない方向をとっているのかのお尋ねにお答えいたします。

ガードレールの設置につきましては、県や市も道路構造令及び防護柵の設置基準を参考にして、危険と思われる箇所や、地元からの要望等に基づき可能なところから設置しております。

なお、学習支援についての御質問につきましては、教育長に答弁いたさせます。

○議長（金堂清之君） 山本教育長。

○**教育長（山本直俊君）**〔登壇〕 学習支援についての御質問でございます。報道にありました低学力の子どもたちへの学習支援について、現時点において行うとすれば、どのような手法で行うのかとのお尋ねにお答えいたします。

議員御指摘のとおり、子どもたちの学校での学習は段階的・系統的・発展的に進められますので、前の学年での学習内容の習得が不十分であると、次の学年ではさらに習得が難しくなり、ますます学力の差は広がっていきます。そこで本市においても、基本的な学力をつける学習支援は非常に大事なことと考え、実施に向けて具体的な検討を始めていましたところ、国から土曜日の教育活動推進事業という新規事業の募集がありました。その事業の趣旨が本市が構想していたものと合致しておりましたので、モデル事業として実施できればと考え、申請を行ったところでございます。

構想の段階ではありますが、この事業の対象者は、単元ごとの学習終了後の評価で習得状況が厳しい小学校4年生から6年生までの児童を想定しております。教科は、基礎教科である国語と算数の2教科とし、土曜日にモデル校において大学生や教員OBの方々に個別に指導していただくことを考えております。また、この事業は一斉実施ではなく、中学校区単位でのモデル事業として2ブロックで実施し、検証を行っていく予定であります。そのほか詳細につきましては、これから検討を重ねて決めていきたいと考えております。

以上です。

○**議長（金堂清之君）** ここで暫時休憩いたします。

なお、再開は午後1時を予定いたしております。

○**議長（金堂清之君）** 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

11番、榊朋之議員。

○**11番（榊 朋之君）**〔起立〕 それではですね、休憩を挟んでしまいましたけれども、引き続き皆さんぜひ思い出していただきながらですね、再質問のほうに入らせていただきたいと思っております。

まずですけれども、公園遊具の件ですね。実は今回、私がこの質問をさせていただきましたのには理由が実はございまして、今年度、先ほども御紹介した市の事業として、公園遊具の取りかえ、これをですね、私の地元であります桜ヶ丘公園のほうでも実施をしていただきました。

これまではですね、設置されておりましたのは、太いロープの先にウレタン製の直径80センチぐらいの乗り台がついた変則的なブランコの類いのものでございまして、これは正式には全方向ブランコという形らしいんですけども、これにもう本当、子どもたちがですね、毎日楽しそうに乗って遊んでおりました。ところがですね、やっぱりこのウレタン部分の乗り台も非常に経年劣化しておりましたですね、ひび等も実際入っておりましたので、この取りかえということをしていただくというお話をいただいたときには、地元も大変喜んでおりましたし、また、設置していただく遊具も形状がほとんど同じものだったということで、多くの子どもも関係者も含めてですけれども、これまで以上に楽しく遊べるなというふう

喜んでおったところでございます。

でですね、設置をしていただいたんですけれども、今言いましたように形状はほとんど一緒なんですけれども、一点だけ違うところがあったんですね。これは何かと申しますとですね、今言いました乗り台のウレタン部分、これの下の部分からですね、地面から出ております鎖で固定されているんですね。おわかりですかね、固定されているんです。ということはですね、今まではブランコですから、もう自由に何ぼでも行けるわけです、動けるわけです、全方向ブランコですから。もう高さも物すごくこげるし、自由に遊べると。ところが今回のやつ、下で固定されていますから、鎖で。せいぜい可動範囲50センチぐらいなんです。私も一回乗って見たんですよ。全く動かないんですね。「セミか」って自分で思うぐらいですね、もう全く動かない。これがですね、やっぱりおもしろくないんですよ。

で、子どもというのは非常に正直といいますか、ある意味残酷なものでですね、おもしろくないと決めてしまうと、今の非常に新しい安全な遊具なんですけれども、誰も乗っていないんですよ。なおかつ周囲の大人たちからもですね、「何であんな遊具にしたんだ」という言葉をいただく。あげくはですね、周囲のお母さんたちからはですね、「あの下の鎖、外しちゃいけないんですか」と、「そうすれば自由にもっと動けるのに」という言葉をいただくということなんです。これがあったもんですから、ちょっと今回、この遊具の設置というものに対して、どういう指針といいますか、決定方針をなされているのかなということを、お伺いをさせていただいたという次第なんです。

先ほど市長の御回答の中でですね、現在この公園遊具の指針の中で示されているというリスクとハザードというお言葉について触れていただきました。若干ですけれども私のほうで補足の説明をさせていただきますと、この指針の中……。指針といいましてもですね、全部私も印刷していますが、こんな分厚いんですね。この分厚い中にですね、リスクとハザードということに関してのことが詳しく実は書いてあるんですけども、この中でリスクというのはですね、「遊びの楽しみの要素で、冒険や挑戦の対象となり、子どもの発達において必要な危険性は遊びの価値の一つである。子どもは小さなリスクへの対応を学ぶことで、経験的に危険を予測し、事故を回避できるようになる。また、子どもが危険を予測し、どのように対処すればよいか判断可能な危険性もリスクであり、子どもが危険をわかっていて行うことは、リスクへの挑戦である」というふうになっているんですね。

で、ハザードについてなんですけれども、ハザードについては、「遊びが持っている冒険や挑戦といった遊びの価値とは関係のないところで事故を発生させるおそれのある危険性である。また、子どもが予測できず、どのように対処すればよいか判断不可能な危険性もハザードであり、子どもが危険をわからずに行うことはリスクへの挑戦とはならない」というふうに定義をしているんですね。まあ、言い方はあれですけども、要はリスクはリスクとして受け入れて、ハザードは除去しなさいというふうに言っておるわけですから、現在設置が奨励されている遊具というのは、極力ですね、このハザードを事前に除去したものであるというふうに私も認識しているのかなというふうに思っております。

ただ、ここからが非常に厄介な部分になってくるんですけども、この取り除くべきハザードをですね、物的ハザードと人的ハザードという形に分けておきまして、物的ハザードでは「遊具の構造、施工、維持管理の不備などによるもの」というふうにしておきまして、例えばねじが緩んでいたとかですね、以前、この事故が非常に実は相次いだんですけども、回転する支柱のブランコといいますか、ここの中に穴があいていて、そこの中に指をこう突っ込んだりしたんで、回転した勢いで指を切断したというような事件、こういうのが実際ありましたものですから、こういうものを除去しなさいというふうにしてある。これは非常にわかりやすいですね。

ところが問題なのは、この人的ハザードというやつでございまして、これをですね、この解説の中でもですね、「利用者の不適切な行動によるもの」というふうにしてありまして、その例として、ふざけて押す、動く遊具に近づく、利用年齢を超えて使うといった行為が挙げられているんですね。挙げられているんです。これをですね、よく考えてくださいよ。これであればですね、ブランコを中学生が立ちこぎで背中を押し合って利用する、これは普通の行為に見えますよね。ところが、これはもう人的ハザードに含まれるということになっちゃうんですよ。こういう解釈もできちゃうものですから、要は、一体どこまでがハザードなのかかわからないということ。で、実はですね、今示しましたこの指針の中でもですね、リスクとハザードの境界は非常に曖昧な定義しかしていないんですね。

で、私ですね、実は幾つもの公園の遊具って皆さんも頭に思い浮かべられると思うんですけども、この質問をするに当たってですけども、全国の遊具施設でどういった事故が起きているか、ちょっと調べてみたんです。するとですね、事の大小は当然ありますけれども、この設置指針設定後の、いわゆるハザードを事前に除去したはずである、すべからくほとんどの遊具ですらですね、大なり小なり事故は実は起きているんですね。先ほど言いましたように、本来除去すべきはハザードであるんですけども、これ、拡大解釈してしまえば、リスクも全てハザードになっていくわけですし、今言ったように、実際すべからくほとんどの器具で事故が起きているということになってしまおうとですね、こうなると一切何の遊具も設置できないよということになってしまいかねないんですね。

で、私、ここでもうはっきり言っておきますけども、実は本当の私の希望を言わせていただきますとですね、その桜ヶ丘公園だけじゃないんですけども、もっとおもしろい遊具を設置できないのっていうのが、実は私の気持ちなんです。気持ちなんですけれども、そのおもしろい遊具というのは、じゃ、一体どういうものかということ、子どもたちの想像力がもっと膨らんで、冒険心もかき立てられて、次はこういうことをしてみようと思えるような遊具だというふうに思っておきまして、これは言い方を変えればですね、先ほどの話とつながりますけれども、若干リスクが伴う遊具、これを絶対置いてほしいなど、私、個人的には思うんです。

ところが一方でですね、これは多分、行政の方がこう思われていると思うんですけども、もっとおもしろい遊具をつけて希望されてもですね、一旦事故が起きたらすぐ設置者の責任だ

というふうに言われてですね、行政を相手取って裁判でも起こされるのであれば、これは確かにですね、もう何も置かないほうが良いということになっちゃうんですね。これは非常に極論の物の言い方になりますけれども、極端な言い方をすると、本当にベンチであっても、また縁石であってもですね、転んだときにぶつければ大きなけがにつながるおそれはあるわけですね。

以前、たしか千葉だったかなと思うんですけども、剪定した樹木の枝に顔が突き刺さってけがをしたと。なので、これは管理者の責任だと言って裁判を起こされた事件があったんですね。じゃ、その剪定した枝を丸く処理するなんていうことが果たしてできるのかということなんですが、これは絶対できっこないですよ。となると、これは本当、こんなことを春日市が思っているなんて私、絶対言う気はないですけども、もし仮に私が行政の公園管理者の立場だったら、「いや、もうこんな言われるんだったら、もう公園は広っぱで、ベンチも縁石も樹木も何も一切置かんと、それが一番いい」ということに、極論になってしまうような気がするんですね。

これはもう市民の方にも実は申し上げたいんですけども、市民の皆さん、それで本当にいいんですかっていう話を、ちょっと実はきょうさせていただきたかったということなんです。こういう形にしてしまってますね、一番割を食うといいますか、損をしてかわいそうなのは子どもたちということになりますのでですね。やっぱり子どもたちは外で活発に遊んでいる姿というのが、私は一番いいんじゃないのかなというふうに思っております。

最近はですね、これはよく皆さんも聞く話だと思うんですけども、子どもたちが「外で遊んできます」と言って家を出かけるんですね。で、公園に行くんですよ。公園に行くんですけども、公園で何するかというと、家から持ってきた任天堂のDSとかっていうポータブルのテレビゲーム、これの通信機能を使って遊んでいるんですね。さあ、これはちょっと、外で遊ぶというのとは意味が違いうだろうという思いがあったりするんですね。ただ、本当に今言ったみたいに、公園にも危険なものをこれから先一向置きませんよということになると、もうどんどんこういうことにならざるを得ないかなと。それが子どものためになるのかなという思いが、これは実はしております。

まあ、リスクの解釈の中でも出てきましたけれども、小さなけがが大きなけがを防ぐという考え方がありますのでですね、そういう意味も含めて、何とかもうちょっと楽しいといいますか、リスクまで含めた機械といいますか遊具が置けないのかなという要望であるわけなんです。ただ、今言ったように、一方では市民の方からですね、事故が起きた際には行政の責任だという言葉が出ると、今、総務部長がうなずいていますけれどもね、本当にそういう部分がありますのでですね、じゃ、どうすればいいのかというのを考えていかなきゃいけないということだと思えるんですね。

で、その方法論としてなんですけれども、一つ、これは本当に極論ですよ、極論なんですけれども、遊具の設置に当たって、「決められた使用法以外でけがを負った場合は、一切行政にその責任を追及しません」という誓約書を書いていただくと。いや、本当、お笑いにな

られるぐらいばかだなんて、自分でも書いていて思うんですけども、ただ、本当にこういう状況に実はあると思うんですね。

実はですね、これに非常に近い物の考え方で、横浜あたり、また欧米では非常に実は普及しているんですけども、有料のプレイランドを設置したという例もあるんですね。これは有料である以上、誓約書にきっちりサインしていただいたのと一緒だと。しかも、その有料のお金の中から、公園の中での遊び方を見守る人間もきっちり見ますよという形ですね。こういうやり方をされているところも本当にある。これは冗談でも何でもないということなんですけれども、ただ、まあ当然ですけども、これは我が市では非現実的でありますので、じゃ、どうすればいいかということなんですけれども。

で、私なりに考えてみまして、現実的な方法としてはどうかなというふうには実は思っていることはですね、遊具の設置の段階からですね、地元の関係者、これは自治会も入るでしょうし、また保護者のグループというものも当然入ってくるかと思えます。こういった方々ですね、遊具の利用法やそのリスクについてですね、正しい理解を求めて、日々の子どもたちの遊び方の中でもですね、その適正利用の見守り、また先ほどから出ておりますハザードのですね、早期発見、またその除去という部分にまで気を配っていただけるような、そういった仕組みづくりをしていただいていますね、子どもも大人も納得するような、先ほども言いましたように、若干リスクもはらんだような遊具を置くと、そういった仕掛けをぜひ行政としても考えていただきたいなというふうに思っておりますんですけども、いかがでございますでしょうか。

○議長（金堂清之君） 柴田都市整備部長。

○都市整備部長（柴田博之君）〔登壇〕 榊議員からの、公園遊具設置の際の取り組みについてのお尋ねにお答えします。

遊具の対象年齢は、遊具ごとに3歳から12歳までの間で設定しておりまして、遊具の更新により新たに設置した遊具には、その表示を行っているところでございます。しかしながら、安全基準を満たす遊具であっても、遊ぶ子どもの年齢や遊び方によっては、時に危険となる場合も考えられます。議員からは、地元の関係者に遊具の遊び方やそのリスクについて正しい理解をしていただくこと、日々の遊びの中での子どもたちへの見守りや、遊具本体やその周辺にも気を配っていただくこと、そういうことで遊具の異常などハザードの早期発見、除去につなげていく仕組みの大切さを御提言いただきました。このことは、公園の遊具で安全に楽しく遊ぶために大変重要なことであると考えます。

今後、遊具設置における選定に当たりましては、地元の関係者に対し、当該遊具の利用法、対象年齢、リスクなどの情報をもとに協議を行い、見守りなどの対応を見きわめながら、子どもが遊びを通じてより冒険や挑戦ができる遊具についても、その候補として検討に加えていきたいと考えております。

○議長（金堂清之君） 11番、榊朋之議員。

○11番（榊 朋之君）〔起立〕 はい、ありがとうございます。ぜひですね、御検討していただ

きたいなというふうに思っております。

子どもの体力的な面でも、また創造力の面ということからもですね、ある意味、危険性を除去しようとするが余りに、それが以前に比べて非常に低下しているという危惧する声も実際ございますし、純粹培養の中でずっと子どもがいられるわけありませんのでですね、せめて公園の遊具ぐらい、子どもにとっておもしろみのある、また体力的な面からも意義のある遊具を設置していただいて、子どもたちが競ってそれに講じるようなですね、そんな光景があればいいというふうに思っております。

ただ、これは重ねてになりますけれども、行政の側をお願いするだけではなくてですね、市民の方にもですね、お願いということに当然なりますけれども、行政に任せきりという形ではなくて、利用者の、また保護者もですね、これに関心を持っていただいて、遊具の設置についてですね、また遊び方について、常に気を配っていただきたいというふうに考えております。重ねてになりますけれども、行政にはそれら全てを巻き込んだですね、仕組みづくりという形、これをぜひ今後御一考いただきまして、そのことが子どもの健全育成に資するのだということを、またこれも御周知いただきますように、ぜひよろしくお願いをいたしまして、この項の質問を終わらせていただきます。

続きまして、通学路の安全性についてでございます。

31号線の件について御質問を差し上げたわけでございますけれども、これにつきましては、先ほど市長からの御回答にもございました、事例でお示しいたしました通学路が、4月以降、徳洲会病院の中の沿路を通ることができるようになるということですので、大変ほっといたしております。この件に関しましては、徳洲会病院はもとよりですけれども、御協議をいただきました市長初め関係者の皆様の御骨折りに、心から感謝を申し上げますのでございます。多くの保護者の方が安心して喜んでおられるというふうに思っております。

ただ、今後も児童には極力、大通りを通学路としては使用させないという、多分、方針ではあるかというふうには思いますけれども、学校教育部と都市整備部とが毎年合同で行っていただいております通学路の安全点検、これにおきましても、こういったイレギュラーと申しますか、31号線のような大きな道路というところをですね、通学路としなければならない児童が出てくる可能性はありますのでですね、まあ、先ほどこれも補足で御質問させていただきました、ガードレールは極力設置しないということはないということでございますので、確かに現在、ガードレールの設置に関しましては、効果の面や交通事情を考えますと、自転車の通行の問題ですとか、また沿線の商店の車の寄りつきというですね、もうこれは経営面での問題もかかわってくる重要な話ではありますので、地元の御理解を得てということが前提条件ではありましようけれども、子どもたちの安全を第一にお考えいただきまして、市としましては、御回答にもまさにいただきましたように、今後こういうことがございましたときには、積極的に県にガードレールの設置まで含めて働きかけをしていただきますように、これも要望いたしまして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

最後にですけれども、学習支援についての件に移らせていただきます。

御回答ではですね、現時点では小学校4年生から6年生までの児童を想定して、国語、算数の2科目を、土曜日に大学生や教員OBに指導していただくということでございました。加えて現状においては、モデル事業として2ブロックで実施するお考えであるということでしたので、当然、この検証の中でさまざまな修正が加えられるということであれば、現時点においてこれ以上、私が実はとやかく言うこともないということにもなるんですけれども、ただ2点だけですね、私の全く個人的な意見なんですけれども、ぜひちょっと言わせていただきたいというふうに思っております。

まず、この対象についてなんですけれども、まあ、新聞報道ではという前置きになりますけれども、これではですね、行政が行う以上、全てに門戸を広げる必要があるのではないかという旨が掲載をされておりました。これは確かに理屈として理解はできるんですね。ただですね、やはりそうなった場合、本来の趣旨である低学力の児童の救済といいますか、学力向上に資するかというですね、効果的な面が若干問題があるように思えるんです。

といいますのもですね、そもそも現在学力の高い子というのは、実は極めて積極的で、さまざまな分野に関してですね、意欲が旺盛な子が非常に多いというふうに私は思っておりますけれども、となれば、仮に「希望者は全員参加していいですよ」ということにしますとですね、間違いなくこの子たちが参加してくると思うんですね。そうすると、実はもう学校の授業と一緒にじゃないかということですね、こうなると間違いなく春日市全体の学力は向上する。ですけれども、もしかすると、むしろ学力の格差が開いてしまうかもしれないなどという危惧をちょっとしております。

現在、学力でですね、困窮しているといいますか、若干苦しんでいる子どもたちというのは、こういう学習環境の中で、まあ、ある種のコンプレックスまで含めてですけれども、あえていっているわけですから、私個人としては、これを受ける者を特定ないしは指定したほうがいいのではないかなというふうに思っております。

ただ、これは確かに問題は幾つかありますよね。これは間違いなくある。一つは、「あなたはこれに参加しなさい」というふうに言われた側からしてみれば、これはある種のレッテル張りになるのかもしれないんですね。ただですね、これは常識的に、こういった、これをレッテルといいますか、区別を明確にすることでですね、その個人が救われるのですから、それで実は文句を言われても困るなという気が実はしております。それこそ、これで文句を言われてしまうんだったら、もうこういう事業はできないよということにもなりかねないのかなという気がしますね。ただ、この特定の者にだけという批判、これももしかしたらあるのかもしれないですよ。学校教育というのは、それはあくまで平等だというのが基本理念であるということは、私も認識はしております。

しかしですね、これ、こういった例えが正しいかどうかはちょっとひっかかりますけれども、例えば現在、問題行動のある児童については、個別に既に対応しているんですね。個別に対応しているんです。個別に対応していただいて、それで学校に来ていただいて、その上で平

等に取り扱っているという部分が実際あるということなんですね。そういった意味から言えばですね、基本的な、今、学力が低いと思われる子に、まず個別の対応をして、一定学力に引き上げてから、そこから平等に扱いますよということであればですね、そのことで学級全体がさらにスムーズに、また上のレベルの問題に取り組むこともできるというわけですから、そうすると、実は学力上位の子どもたちにとっても資することになるという考え方をすればですね、特定の生徒たちに対して行うということについても、問題はないんじゃないのかなというふうに感じております。

ただ、むしろですね、最も大きな問題になるのは、その明確な学力上位者はともかくとして、その低学力と言ってしまう子どもたちと、その境目にいる子どもたちですね、この区別といいますか、これをどうつけるのかという部分、これは確かに難しいと思うんですよ。点数で40点だった子と41点だった子、40点の人が呼ばれて41点の人が呼ばれなかったら、「いや、41点の私も呼んでくださいよ」という話には実際なりかねないなという気はしています。

ただですね、それとてなんですけれども、ふだんから生徒に接している先生が総合的にですね、この子は今時点において基本的な学力が不足しているんだという判断はできるというふうに思いますので、そういった子どもたちをとにかく特定してですね、この事業は行ったほうがいいんじゃないのかなというふうに私なりには考えておりますけれども、まあ、実現可能性も含めてということになりますし、現時点でのということになりますけれども、お考えいかがでございますでしょうか。

○議長（金堂清之君） 中村学校教育部長。

○学校教育部長（中村伸久君）〔登壇〕 学習支援についての再質問でございます。

対象者は子どもたちを特定してこの事業を行ったほうがよいのではないかと思うが、実現可能性も含めて、現時点でどのように考えるのかとのお尋ねにお答えいたします。

低学力が児童へ及ぼす影響は、単に学力の問題だけではなく、楽しいはずの学校生活、ひいては家庭生活においても、大きな影を落としかねないと思っております。本市ではこのような状況の改善を図ることを目的に、学習支援事業を実施していきたいと考えており、そのためには対象者は基礎的な学力が十分でない児童に絞っていきたいと考えています。しかし対象者を絞るためには、対象となる児童とその保護者だけでなく、全ての保護者や児童にこの事業の目的や意義を理解していただく必要があります。今後、事業の内容の精査を進めるとともに、検討を進めていきたいと考えております。

○議長（金堂清之君） 11番、榊朋之議員。

○11番（榊 朋之君）〔起立〕 はい、ありがとうございます。まあ確かにですね、非常に神経質といいますかナーバスな問題でもございますし、もしかしたら反発もそうしてしまうことであるのかもしれないのでですね、まあ、難しい点、多々あろうかとは思いますが、ぜひ御一考いただければというふうに思っております。

あと一点はですね、指導者の件になります。これはちょっと私の例え話なんですけれども、

先日といたしますか、昨年暮れの終業式の日になんですけども、テレビのニュースを見ておりますとですね、那珂川町の中学校で、社会人が中学校の授業を通年で中学生と一緒に受けることができる事業を実施してですね、この際、これを受けた大人の方がですね、修了証をもらうという場面が流れておりました。

この制度自体は実はどうでもいいんです。ただ、この制度をですね、受けて修了証を受け取っている人間がですね、私の実によく知っている人間のお父さんでございまして。この方はですね、もともと学校の教員で、たしか校長先生まで務められた方だったんですね。その方が一体何でこういった制度を利用したのかなというふうに、知っていた人でしたので尋ねてみましたらですね、現在この方は地元の公民館で、それこそ学習支援のために子どもたちに勉強を教えられるということらしいんですけども、その際にですね、やっぱり今の教え方がですね、たった数年前なんだけれども、昔の教え方と全然違うなというふうに感じられたらしいんですね。それがあったもんですから、現在の学校教育の現場で子どもたちにどんなふうに教え方をしているのか、またカリキュラムがどんなふうになっているのかなということを確認たくて、この授業をお受けになられたということでした。

私にもですね、まあ、今では一人で育ったような顔をしておりますけども、子どもがおりまして、この子が小さいときに、実は勉強を教えたという記憶はあるんです。あるんですけども、その際ですね、例えば、これもちょっと皆さん考えていただきたいんですけども、3分の1を3分の2で割るという問題を出されたときに、解き方は多分、皆さんわかると思うんですね。掛け算にして、3分の2を2分の3にして掛けて、両方、分子・分子、分母・分母で掛けるんですよということ、これはわかると思うんですけども、今でも鮮明に覚えているんですけども、「何で」って言われてしまうと、「いえ、そういうもんたい」というんですね、もう数学なのか、哲学を教えているのか、よくわからんようなところに実際入ってしまうようなところがあるんですね。ほとんどの方が実際そうだと思うんです。

でですね、実は基本的な学力で苦しんでいる子どもたちというのは、この「何で」を解きほぐしてやらないと、実はその先に進めないんじゃないのかなという気がしているんですよ。私のように、実際は本当は門外漢が言うことではないのかもしれないんですけども、学力で今非常に苦しんでいるという生徒たちに対しては、詰め込みのドリルをたださせておけばいいというわけには決していかないと思うんですね。非常にこれ、難しい行為じゃないのかなというふうに思うんですね。

なおかつ、先ほども言いましたように、学校のカリキュラムは日々変化しておりますし、教え方も時代によって変わってきているということ、これはもう実際、事実としてあると思うんです。御回答の中で、大学生や教員OBの方に指導に当たってもらうという考え方、これはもう現役の方がいらっやしませんからですね、こういう方に当たっていただくということ、これに全く異論はないんです。むしろお願いをして、ぜひ来ていただきたいなというふうに思っております。ただ、今言いましたように、こういった生徒に物を教えるということは本当に難しいということも一方で事実でありますから、であれば、この指導者の方をで

すね、やっぱりちょっと養成するといいますか、教えられるだけの力をつけていただけるような、そういった前さばきの講座の開講も必要になってくるんじゃないのかなというふうに思ったりしておりますけれども、この点いかがでございますでしょうか。

○議長（金堂清之君） 中村学校教育部長。

○学校教育部長（中村伸久君）〔登壇〕 指導者の養成、教えられるだけの力をつけていただけるような講座の開設も必要になってくると思うが、どのように考えるかとお尋ねにお答えいたします。

現時点では、国の事業計画にのっとりまして、ブロックごとに指導経験を有するコーディネーターの配置を予定しています。このコーディネーターを中心に、指導内容や手法について協議を重ねながら事業を進めていく予定にしており、指導経験のない大学生等も一律に対応できる体制づくりを進めていきたいと考えております。御指摘のとおり、指導者は大学生も予定しておりますので、当然、教員免許も所持しておりません。また、学習内容の習得が厳しい児童への指導にもなりますので、指導者として求められる能力も必然的に高くなっていくと思われまふ。指導者への研修につきましては、コーディネーターの活用状況や指導者の指導状況等を確認しながら、今後十分に検討していきたいと思っております。

○議長（金堂清之君） 11番、榊朋之議員。

○11番（榊 朋之君）〔起立〕 はい、ありがとうございます。ぜひその点よろしくお願ひをいたします。

この件に関しましての、今二つほど言わせていただきました意見につきましてははです、本当に私の純粋に個人的な意見でございます、教育的な根拠もない話ではございます。プラスしてはです、これから具体的な施行方法等について議論を重ねていかれるということでございますのではです、まあ、よろしければ、こういった意見もあつたというふうで心にとめていただければ幸いでございます。ぜひ最良のものをつくり上げて、またこれは検証もしていくということでございますので、発生する問題点等にはです、ぜひ柔軟に対応していただきたいと、そういうふうにお願ひをしておきます。6月に私が議論できるとも限りませんので、ぜひよろしくお願ひいたします。

ただ、最後になりますけれども、このいわゆる低学力の問題解決のためには、間違いなく学習支援は非常に重要な、その解決のための一つの大きな手段ではございますけれども、決してそれが全てではないです。これは先ほど、ちょっと中原議員のお話とも実は重なつてしまふんですけれども、私も本当に個人的にははです、大変興味を持って追いかけております家庭での教育力、すなわち家庭教育というもの、これが非常に重要なものになってくるといいますか、大きな意味を持つようになってくるというふうで思っております。学校現場だけではなくてはです、さらにこういったものの充実も図っていく必要が、間違いなくあるだろうというふうで考えております。

そのことをはです、含めてということになりますけれども、最後に教育長並びに市長にもぜひ、この事業等に関しましてといいますか、子どもの学習支援という部分に関しての意気

込みを聞かせていただければ幸いです。いかがでございますでしょうか。

○議長（金堂清之君） 井上市長。

○市長（井上澄和君）〔登壇〕 先ほどから榊議員のお話を聞いておまして、非常に教育に厳しい子どもさんたちの立場に立っての貴重な御提言をいただいて、非常に感銘を受けました。

春日市の教育というのは、やっぱり教育委員会はもちろんですけれども、学校現場と、また地域も一緒になって取り組んでいただいております。まあ先ほどから若干、家庭の姿が見えにくいという話はございましたけれども、やっぱり随分変わってきたような気がいたしております。徐々に徐々に、やっぱりこういったものというのは人の育成ですから、一挙にあしたから変わるというものでもございませんので、時間をかけながらやっていきたいというふうに思っております。

そういうことを思いながら、ただいま御指摘いただきましたように、本市の行政全体を預かる市長として私が注目しておりますことは、教育委員会が計画している学習支援事業を根本から支えている理念、何から生まれてきたのかということでもあります。私なりの解釈では、それは厳しいところ、弱いところに光を当てる、どの子ども大切にするという考えから創出されたものであるというふうに認識しております。私が教育界の方からよく耳にする言葉に、「一人を粗末にするとき、教育はその光を失う」という言葉があります。まさにこの理念が春日市教育行政を支えているのではないかと捉えているところでございます。

やはり繰り返しになりますけれども、勉強がわかり出すと、その楽しさも身につけていきやすし、そうすると、それからは自分でもっと調べていこうという、そういう意識も芽生えてくるのかなど。そのことが、やはり学校生活が楽しくなる一つの要因にもなってくるかというふうに思っておりますし、やっぱり人間は周りからいろいろ指導をされてよくなっていく面もあるかと思っておりますけれども、根本的には、やはり周りからの声というのは一つのきっかけづくりになるんじゃないかなというふうに思っております。

あとはそれを自分が理解をしながら、そういったことを自分自身で考えていく、そういう力を身につけさせるというのは、特に教育って大事なのかなというふうな気がいたしておりますので、まあ、余り、重要な問題ではありますけれども、時間的にせっぱ詰まったような考えになってくると、肝心なものが見えなくなってくる可能性もございますので、そこはしっかりと教育委員会のほうでやっていただきたいというふうに思っております。今後こういう成果、施策というものが大きな成果を上げていくことを、大変期待いたしております。

○議長（金堂清之君） 山本教育長。

○教育長（山本直俊君）〔登壇〕 先ほど榊議員のほうから、大きくは公教育を保障するというのはどんなことかという、非常に貴重な理念をお話しになったんじゃないかなと受けとめております。

私は結局、子どもが育つというのは、結局、学校の力と家庭の力と地域の力、この相乗が行われないと、本当に真に子どもは育っていかないだろうと。その子どもの育ちの一つが学

力であるし、体力であるし、心であるしということ、つまり生きる力。そういうことで、その中で特に、中原議員も同じ指摘をなさいましたように、やはり家庭の力というのも絶対おろそかにしてはいけない。学校の教育基本法では、家庭教育は教育の原点ですよというのが条文としてうたわれております。実は二、三日前に福岡県教育委員会から、初めて見ました、こういうのが流れてきました。「家庭の力再発見」という、福岡家庭教育の勧めというパンフレットであります。これは全家庭に学校を通して配布している。はあ、●ますます●こういう動きになってきたなど。春日市もまさにこれと同じ、歩調を合わせている形でございます。

そこで、せっかくの機会にですね、ちょっと紹介させていただきますと、そこで学校の教育要覧を眺めてみました。これはどこの学校もやっているんですが、これは天神山小学校でございます。これは学校の要覧で、これは何十年前の学校要覧とは全然違います。真ん中に学校の役割、左右に地域の役割、家庭の役割って、これが入っているんですね。これがコミュニティ・スクールです。コミュニティ・スクールでない学校はこれがありません。これだけあります。学校の役割。で、その中の例えば家庭の役割。天神山小学校は、一つ、基本的な生活習慣をつくりましょう。中身、自分で早起き、家族での外遊び。家庭学習の習慣をつくりましょう。これは家庭の役割。で、●いろいろ書いてある●。それから家庭から進める3A運動。挨拶、安全、ありがとう、後始末。それから食べる力。しっかり朝御飯、家族一緒に料理と団らん、弁当づくり、弁当の日ですね。つまり、家庭、地域の相乗の学校要覧になっている。これは天神山小でございます。

これは春日西小をしますと、春日西小はまた違うレイアウトでございます。家庭の役割、学校の役割ということであります。ちょっと家庭の役割と書かないで、「目指す家庭像」と書いてあります。「目指す地域像」と。コミュニティ・スクールでない学校は、この両脇がありません。これが春日市の特徴であるし、随分、家庭力、地域力は高まってきました。まだまだ御指摘の課題はあるにしても、随分高まっている。これはどこの学校も●それを取り入れている●。これは、ぜひ議員の皆さん方には要覧を見ていただければ非常にありがたいなど。それぞれ特色ある取り組みをしております。

これは家庭学習、西中ブロックの勧めです。こういうものをしております。これは昔、考えられなかったことでございます。

まあ、そういうことで、とにかく家庭の力と地域の力と学校の力、三者の相乗によって子どもがしっかりと育つような春日市のコミュニティ・スクール、しかもコミュニティ・スクールはまちづくりにつながっていくという、そういうシステムとして進んでおりますので、これからもまだまだ課題もありますが、その克服しながら、時間をかけてじっくり着実に歩んでいきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（金堂清之君） 11番、榊朋之議員。

○11番（榊 朋之君）〔起立〕 はい、市長並びに教育長、本当にありがとうございました。

最後になりますが、ぜひすばらしいですね、制度設計に向けて御尽力いただきますようお願いをいたしまして、私の今回の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。